

事故防止対策マニュアル

1. 目的

利用者が安心・安全にサービスを利用することが出来るように、事故を未然に防ぐよう努めるとともに、万が一事故が発生した場合には迅速かつ的確に対応できるようマニュアルを策定する。

2. 事業所の役割

事業所は利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、当法人の理念やガイドラインの方針に沿ったサービスを提供できるよう努力が必要である。それを前提として事業所はあらかじめ起こり得る事故を予想し、事故が起きないように、日頃から「備える」ことが重要であり、また万が一事故が発生した場合においても、利用者の生命や身体に重大な影響が生じないよう、被害を最小限に抑えることが重要である。このため事業所は事故が発生した場合だけでなく、事故が発生しそうな場合（いわゆるヒヤリハット）について、その事実関係を把握し、その後の防止に努めることが大切である。また職員と利用者との関係性が十分に築けており、利用者の特徴に合わせた支援を行うことで事故やトラブル発生のリスクを減らすことが出来る。

3. 平常時における対策

(1)利用者の特性・特徴の理解

利用者一人ひとりの特性・特徴から、どのような事故が起こり得るか予想し、職員一人ひとりが対人援助技術の向上と職員と利用者との関係性から最も効果的な方法でその行動に対処できるよう日頃からミーティング等で情報や支援方法を共有することが重要である。

(2)風通しのよい職場作り

事故防止対策は、すべての職員で取り組むことが大切である。日頃から現場の課題等を明らかにし、職員とともに対処策を構築していくことが求められる。また各職員も一人で支援方法について判断せず、他の職員等に相談するよう心がける。

(3)職員の資質の向上

- ・事故発生時の対処方法を身につけるため、日常ミーティングの際に、事故の生じやすい場所等を共有することで、事故への認識、危険に対する予知能力の向上を図る。

(4)家族とのコミュニケーション

利用契約時においては事業所からの一方的な説明で終わるのではなく、双方向のコミュニケーションの場ととらえ予想されるリスクについても事前に説明し十分に理解を得る。

(5)利用児童や保護者へのルールの共有について

- ・児童の発達や能力に応じた方法で、子ども自身が安全や危険を認識すること、事故発生時の約束事や行動の仕方について理解できるよう努める。
- ・家庭における保護者の行動や教育により、子どもが安全な生活習慣を身につけることができるよう保護者と連携を図る。

7. 安全管理

(1) 日常的な点検

施設・事業者はあらかじめ安全点検簿を基に、定期的に点検を行い、その結果に基づいて問題のある箇所の改善を行い、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。

(2) 安全管理について

安全管理には、事業所の環境調節が不可欠である。(3) 重大事故の発生防止

- ①職員は重大事故が発生するリスクがあった場面に関わった場合には、ヒヤリハット報告を行う。
- ②集められたヒヤリハット報告書の中から、重大事故が発生しやすい場面において、重大事故が発生するリスクに対しての要因分析を行い、事故防止対策を講じる。
- ③管理者は事故防止対策について、職員に周知し、職員は事故防止対策を踏まえてサービス提供を行う。

5. 緊急時対応体制の確認

(1) 緊急時の役割を決める。

- ・ 重大発生時には管理者・リーダー職員が、他の職員に指示を出し、迅速に対応ができるようにする。
- ・ 管理者は各職員の緊急連絡網、医療機関・関係機関（市町村、警察、病院等）の一覧、保護者への連絡に関する緊急連絡先を事前整理しておく。
- ・ 保護者や地域住民等、関係機関との連携事故発生時の協力体制や連絡体制を整えたとともに関係づくりの必要性について日頃から認識しておく。

(2) 緊急時の役割

- ・ 心肺蘇生、応急処置を行う。
- ・ 救急車を呼ぶ。
- ・ 病院に同行する。
- ・ 代表理事や事故に遭った子どもの保護者に連絡する。
- ・ 事故に遭った子ども以外の子どもの支援を行う。
- ・ 事故当日、交代で自己の記録を書く。
- ・ 事業所全体の状況を把握しつつ、病院に同行している職員など、それぞれの役割の職員に連絡する。
- ・ 事故当日、必要に応じて、事故に遭った子ども以外の子どもの保護者に事故の概要について説明をする。
- ・ 翌日以降の運営体制の確認を行う。

6. 場面ごとのリスクの把握について

(1) 事業所内外の環境整備

① 利用時間外

- ・物品およびおもちゃ等破損がないかチェックし、ケガのおそれのある破損は修理する。
- ・はさみやカッターなどのケガする可能性の高い道具の管理はしっかりと管理する。
 - ・本日利用する利用者の特徴を把握し、その特徴にあわせた環境設定を十分に行う。
- ・天気予報をチェックし天気の急変や気温をチェックしておく。特に熱中症には注意が必要。

②利用時間中

- ・かんしゃくやパニック、衝動行為があり物を投げたり、他利用者をたたく等の行動がある利用者が利用する場合はその子の様子をしっかりと観察し、投げられる物を遠ざけるなどの処置を行う。
- ・おもちゃが散乱し踏みつけや破損によるケガが起きる可能性の高い場合は片付けを優先する。
- ・外出時は利用者の特徴を把握し、職員と対応する利用者との関係性やその特徴に合わせた支援を行う。
- ・水遊びをするときは利用者の特徴を把握し、危険が高い利用者は職員付き添いで遊ぶ。危険が低い利用者も目は話さない。必要であればライフジャケットを着用する。
- ・利用者への言葉遣いに十分注意をする。
- ・利用者に注意をしなければならぬ状況では、注意だけでなくその理由とどのような行動をすれば良いかを説明する。
- ・無断で外に行く可能性がある利用者が利用する場合はその利用者がどこにいるかしっかりと把握し、外に出た場合は付いていく。ただし人手が足りない時はそのことを説明し理解を得る。
- ・食事やおもちゃをのどにつめる可能性が高い利用者がある場合は目を離さず見守りをしっかりと行う。

(2)送迎車両

①利用時間外

- ・ガソリン、エンジンオイル、タイヤ、シートベルト等安心して走行出来る状態を保っているかチェックする。

②送迎中

- ・利用者の特性・特徴を把握し、トラブルの起きない座席、ミラーなどで行動が把握できる座席配置を行う。
- ・乗車中の窓の閉会・乗降時のドアの開閉を児童が行わないことを共有し、飛び出しなどに十分に注意する。
- ・車の運転は速度、車間距離、一旦停止、歩行者や自転車に十分注意し、事故や道路交通法違反がないようにする。

(3)食物アレルギー

- ・食物アレルギーについての防止を行うため、契約時に確認を行い、職員間で情報の共有を行う。
- ・食物アレルギーのある利用者が利用する場合はミーティング等で情報を把握しどの職員も分かるように周知する。
- ・活動内容によって、食事・クッキング等を行う場合は事前に保護者に食物アレルギーを確認する。

(4) 誤嚥

①食事中

- ・職員は子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、当日の子どもの健康状態について情報を共有する。
- ・口に入れる量、食べるスピード、水分の取り方について声かけを行う。
- ・食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることに留意する。

②玩具、小物等

- ・窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具等については、口に含むことのないよう、職員は子どもから目を放さないようにする。

(5)プール・水遊び

- ・監視者は監視に専念する。
- ・監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ・十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ・時間的余裕を持って活動を行う。

7. 事故発生時

(1)怪我・病気等の発生時

- ・緊急時連絡体制に沿って連絡を行う。

(2)交通事故発生時

- ・車を安全な場所に止め傷病者の確認。
- ・必要な応急処置を行う。
- ・119番通報及び110番通報を行う。
- ・管理者に連絡し必要な場合は応援を要請する。
- ・家族に連絡。

(3) 迷子・行方不明

- ・利用者の特性・特徴から行動する範囲を特定し検索。場合に応じて応援の要請を行う。
- ・20分搜索を行っても見つからない場合は、直ちに110番通報及び家族への連絡を行う。

8. 報告

- ・状況を一番よく知っている職員が報告書を作成。
- ・必要に応じて、管理者を通して行政の担当課に報告を行う。
- ・ミーティング等で問題点改善点を職員が共有する。

9. 再発防止

- ・今後、類似事故の発生防止のために具体的な再発防止策の検討を行う。
- ・策定した再発防止策については、その後の取り組み状況に応じて、随時見直しを図る。

10. 職員等への周知徹底

- ・再発防止策を職員全員に周知するとともに必要に応じて保護者とも共有を行う。

重大事故・ヒヤリハット発生時の記録と再発防止

- ・事故、救急搬送、所在不明、誤食、送迎時の置き去り、虐待疑い等の重大事案は、児童の安全確保を最優先し、保護者、医療機関、関係機関、自治体へ速やかに報告する。
- ・ヒヤリハットは事故に至らない場合も記録し、原因、再発防止策、職員周知、実施状況を確認する。
- ・事故後は必要に応じて職員会議等で振り返りを行い、マニュアル、支援方法、環境整備、職員配置の見直しにつなげる。

令和7年度確認事項

- ・事故及びヒヤリハットは、発生日時、場所、児童の状況、対応者、保護者・関係機関への連絡、再発防止策を記録する。
- ・重大事故、救急搬送、所在不明、虐待疑い、誤食等が発生した場合は、児童の安全確保を最優先し、保護者、医療機関、自治体等へ速やかに報告する。
- ・事故発生後は職員間で振り返りを行い、環境整備、支援方法、職員配置、マニュアルの見直しにつなげる。

改訂履歴

改訂日	改訂内容	理由	確認者
令和7年3月31日	関係省庁・自治体資料に基づき、研修・訓練・記録・見直し等の運用項目を確認	関係省庁・自治体資料の確認及び令和7年度HP公開用整備のため	管理者